

名城線・名港線／案内放送広告(2024年度)



案内放送とは



地下鉄車内で、

「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」 方面は、次でお降りください。

と病院名、学校名、店舗名、企業名などを放送することにより、該当駅利用者はもちろん、他の駅へ向かう乗客(通過客)へ向けてもPRが出来る広告媒体です。

案内放送の特徴

- ◆当該駅で降車される利用者だけでなく、通過客も含め地下鉄車内のすべての人にPRできます。
- ◆公共交通機関で放送することにより、信用度が高まります。
- ◆駅看板や駅ポスター等のメディアミックスにより、さらなる効果が見込まれます。
- ◆毎日何度も繰り返し放送することで、地下鉄を利用するお客様の意識に自然と印象が残ります。

放送開始日	毎月月初 ※原則、月初(1日)開始ですが、1月のみ5日頃からの開始となります。
契約期間	12カ月 ※12ヶ月未満の放送希望については別途、ご相談ください。
放送コメント	最大4.5秒(ひらがな換算で約25~30文字程度)
放送料金(税別)	駅によって異なります
製作費及び取付撤去費(税別)	開始・変更・終了時 各150,000円

- 広告主の所在地は、駅出口から半径1500M以内とし、最寄駅においての放送となります。
- 次年度契約継続中止の際は、契約期間満了日の45日前迄にお申し出下さい。
- 原則、契約期間中の中止はできかねます。
- 放送順位は指定できません。あらかじめご了承ください。
- 列車運行の特殊性から生じる騒音等による聴取効果、及び天災・事故等による運休についてはその責任を負いません。

申込レギュレーション

■ 申込みについて

お申込みはいつでも可能です(決定優先)申込後の流れは以下となります

①申込書のご提出

②広告主及びコメント審査

③音声録音

④放送スタート

②～③の準備時間を考慮し、2か月～1か月半前にはお申込みいただけるとその後の進行がスムーズに行えるかと思えます

■ スケジュール

◆放送開始希望月の遅くとも前々月末日までには放送コメント提出→審査

※審査回答は1週間程時間がかかります

◆放送開始月の前月8日頃までには放送コメント確定

◆コメント収録:放送開始月の前月10日前後

◆原則、1日より放送開始

(1月のみ年末年始のお休みの関係で5日頃から放送開始)

例.8月スタートの場合は、6/30までにコメント提出、7/8までにはコメント確定

■ 審査について

名古屋市交通局によるコメント及び広告主審査があります

審査は弊社で行います

■放送例

「〇〇小児科クリニック」方面は次でお降りください。

放送コメントは「取扱品名＋屋号」が基本形となります

上記コメント例の下線部文言は、交通局指定の文言となりますので変更できません。

◎認められると思われる放送コメント	×認められないと思われる放送コメント
A.時計の〇〇	A.テレビ・ラジオでおなじみの時計の〇〇
B.胃腸薬の〇〇製薬	B.△△(具体的な商品名)の〇〇製薬
C.人材派遣の〇〇 △△ビル支店	C.△△ビル3階 人材派遣の〇〇
D.整形外科の〇〇クリニック	D. 整形内科の〇〇クリニック
E.〇〇不動産のモデルルーム	E.3番出口徒歩1分・〇〇不動産のモデルルーム
F.古着買取の〇〇	F. 古着高価買取の〇〇

※Bに関して、医薬品の商品名は、医薬品医療機器等法の広告規制の趣旨に鑑み、商品名自体が広告できないとされています。

※コメント決定後、放送までには最短で約1ヶ月程かかります

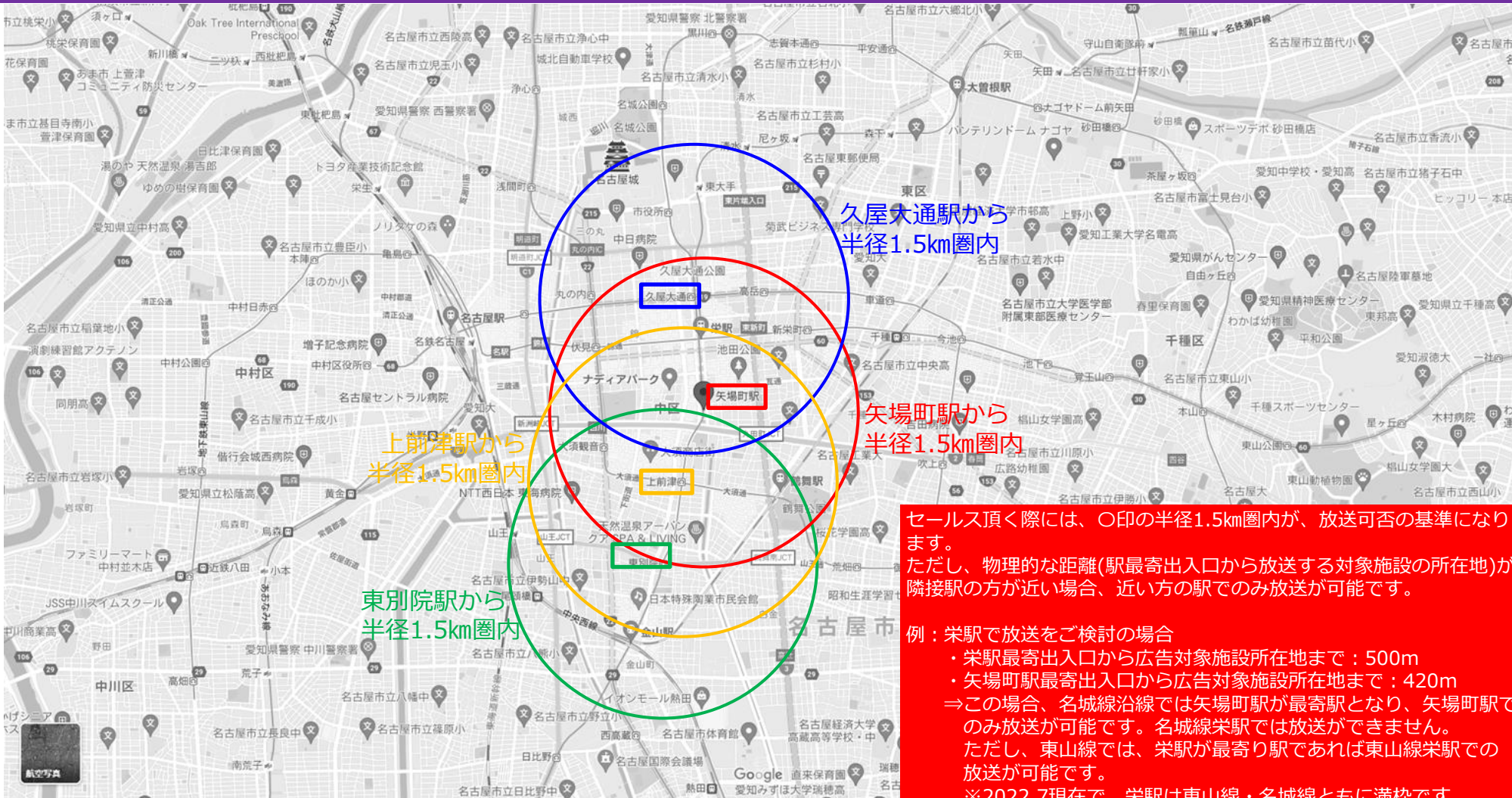
※原則、1日スタートです

※広告主の所在地は、駅出口から半径1500M以内とし、最寄駅においての放送となります

※放送順位は指定できません。あらかじめご了承ください

※中止時、コメント撤去作業の兼ね合いで45日前までには中止の連絡が必要となります

市内中心部における半径1.5km圏内と販売上のご注意点



セールス頂く際には、○印の半径1.5km圏内が、放送可否の基準になります。

ただし、物理的な距離(駅最寄出入口から放送する対象施設の所在地)が隣接駅の方が近い場合、近い方の駅でのみ放送が可能です。

例：栄駅で放送をご検討の場合

- ・ 栄駅最寄出入口から広告対象施設所在地まで：500m
 - ・ 矢場町駅最寄出入口から広告対象施設所在地まで：420m
- ⇒この場合、名城線沿線では矢場町駅が最寄駅となり、矢場町駅でのみ放送が可能です。名城線栄駅では放送ができません。ただし、東山線では、栄駅が最寄り駅であれば東山線栄駅での放送が可能です。
※2022.7現在で、栄駅は東山線・名城線ともに満枠です。

＜地下鉄車内案内放送広告基準抜粋＞

- 第1項 地下鉄車内案内放送広告の広告主は、駅勢圏(最寄り駅から概ね1,500m以内)に立地する商店、事業所等とし、かつ当該施設が一般的に目印となり、乗客の沿線案内を兼ねた分かりやすいものであることを要件とする。
- 第2項 地下鉄車内案内放送広告は、広告主の最寄り駅において放送できるものとする。ただし、複数号線に第1項の要件が適う駅があれば、各号線1駅ずつにおいて広告を放送することができる。
(同一路線の上では最寄りの1駅でのみ放送可能で、異なる路線であれば、各路線の最寄り駅で放送可能です。)